

独立行政法人北方領土問題対策協会の平成24年度の業務実績に関する項目別評価表(案)

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>1 業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>											
一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成24年度)における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度(平成19年度)に対して、7%削減する。	(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。	一般管理費の削減状況	計画どおり	—	—	計画を下回る	(単位:千円) 計画額 予算額 決算額 [H19] 44,233 44,233 44,195 [H20] 44,037 44,036 42,615 [H21] 43,843 43,690 42,555 [H22] 43,650 43,498 38,922 [H24] 43,458 43,302 41,910	A	A	A	24年度予算額は、中期目標に基づき、前年度に対して196千円の効率化を図り、中期目標における一般管理費(人件費及び一時経費を除く)の削減目標の達成に向け計画どおりに削減を図り、決算額においても予算の範囲内で執行している。 なお、中期目標で定められた最終年度(24年度)の総額を、前中期目標最終年度(19年度)に対して、7%の削減を達成するとともに、決算額もその範囲内で執行した。 [業務実績報告書18頁、財務諸表70頁参照]
		事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行したか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	事務局では毎週、札幌事務所では月2回の会議を開催し、職場内の各担当の事務の進捗状況、課題処理の現状等を確認・共有することにより、職員間の意思の疎通を図り、事務の効率的、効果的な遂行に努めた。 また、23年度に引き続き、各種マニュアルの有効活用、LANシステムの更なる充実・整備を行い、グループウェアの効率的な活用による文書の共有化により、文書作成作業の軽減、作業時間の短縮化、用紙の節約、迅速な情報提供に効果を挙げた。 [業務実績報告書20、21頁参照]	A	A					
業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。	業務経費の効率化状況	計画どおり	—	—	計画を下回る	【一般業務勘定】 一般業務勘定における24年度北方対策事業費は、23年度予算額642,745千円(一時経費除く)から1%(6,427千円)の効率化があり、これに新規予算(521,964千円)を加え1,158,282千円となった。なお、決算額についても予算の範囲内で実施している。 【貸付業務勘定】 貸付業務勘定における24年度貸付業務関係経費は、23年度予算額29,311千円(借入金利息及び貸倒引当金繰入を除く)から一般業務勘定と同様に効率化を図り、28,912千円(同)となった。決算額についても予算の範囲内で実施している。	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		評価項目に記載された各種支援事業における経費の節約を行ったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>役職員が各種事業に出張時は、原則としてパッケージツアーや割引航空券を使用することで効率的な経費の使用に引き続き努めた。県民会議等に対しては、事業実施場所の公的施設の利用の促進、各種事業の効果的な統合を呼びかけ、節約を要請するとともに、基本的な啓発資料・資材については、協会で一括作成し提供するなど経費節減と効率的な事業の実施を図った。 [業務実績報告書22～24頁参照]</p>	A	A		
「中期目標期間中終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)における主務大臣の見直し案(平成18年12月5日、以下「協会業務の見直し」という。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末に常勤職員を1名削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 ・平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を図る。	・給与水準の適正性について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には、その適正化に取り組み、その検証結果及び取組状況を公表する。	国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その結果及び取組状況を公表したか。	同上	<p>役職員の給与に関しては国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準じて、給与規程の改正を適宜行なっているところである。給与水準の適正性について、国家公務員の給与水準との比較検証を行い、国家公務員を100とした場合、当法人は98.3という国家公務員の給与水準を下回るラスパイレース指数であり、この状況を協会ホームページで公表した。 また、諸手当については、国と同様の基準に定めた規程により支給することとしており、福利厚生費についても、予防健診などの業務上必要と認められる範囲においてのみ支出している。 [業務実績報告書24頁参照]</p>				A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）による。「随意契約見直し計画」（平成19年12月）を着実に実施し、その取組状況を公表する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p>	<p>・契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとする。            一般競争入札等の実施においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき設置された「契約監視委員会」の議論・点検見直し結果を踏まえ、競争性のない随意契約について一般競争入札への移行等の見直しを更に徹底して行う。            なお、「1者応札・1者応募」に対しては、公告期間の十分な確保、参加資格の要件緩和などを内容とする「1者応札・1者応募にかかる改善方策」（平成21年6月）に基づいて、真に競争性が確保されるよう取り組むものとする。</p>	<p>随意契約等見直し計画（平成22年3月）に基づき、随意契約及び1者応札・1者応募の見直しを行っているか。</p>	実施	—	—	未実施	<p>「随意契約等見直し計画」に基づき、競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募の見直しを行っている。見直しの対象となった契約の状況については以下のとおり。  <b>【競争性のない随意契約】</b>            財務省通知により随意契約が認められている「財務諸表の官報公告」のほか、当協会会計規程において随意契約が認められている（契約の性質上又は目的が競争を許さない場合）「北方四島交流等事業使用船舶「えとびりか」備船及び運航委託業務」、「青少年等啓発列車事業に係る運行業務」など随意契約によるものが真にやむを得ない5件について随意契約を行った。  <b>【1者応札・1者応募】</b>            「1者応札・1者応募に係る改善方策」に従い改善へ向け努めたが、結果として3件が1者応札となった。なお、1者応札となった契約については、入札終了後において、参加を辞退した事業者へのヒアリングを実施し、仕様書等の問題点などを検討したが、特に資料の不備・不足等の指摘はなく、人材の確保や利益の確保の観点から辞退したとの意見が大勢であった。今後も同種事業の調達の際には、引き続き十分な入札期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図っていくよう努めることとした。  <b>【業務実績報告書24、25頁参照】</b></p>	A	A	A	
			<p>随意契約によることができる場合の要件を明確に定めているか。</p>	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>会計規程及び契約事務取扱細則において、随意契約によることができる場合の要件として、国と同様の基準を定めている。  <b>【業務実績報告書24頁参照】</b></p>	A	A	
		<p>一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めているか。また、公告期間の下限を国と同様の基準としているか。</p>	設定	—	—	未設定	<p>契約事務取扱細則において、公告期間・公告方法等について定めており、公告期間については、国と同様の基準としている。  <b>【業務実績報告書24頁参照】</b></p>	A	A		
		<p>指名競争入札限度額を国と同様の基準としているか。</p>	国と同様	—	—	国と同様ではない	<p>契約事務取扱細則において、国と同様の基準を定めている。  <b>【業務実績報告書24頁参照】</b></p>	A	A		
		<p>予定価格の作成・省略に関して、会計規程等において明確に定めるとともに、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同様の基準としているか。</p>	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>契約事務取扱細則において、予定価格の作成・省略に関し国と同様の基準を定めている。  <b>【業務実績報告書24頁参照】</b></p>	A	A		
		<p>総合評価方式や複数年契約等契約方法に関する規定について、会計規程等において明確に定めているか。</p>	設定	—	—	未設定	<p>契約事務取扱細則において、総合評価落札方式、及び複数年契約（長期継続契約）に関する規定を定めている。  <b>【業務実績報告書24頁参照】</b></p>	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等を整備しているか。	整備	—	—	未整備	総合評価落札方式及び企画競争に関しては、取扱要領を整備している。また、公募については、調達の都度、要領を定め実施している。 [業務実績報告書24頁参照]	A	A		
		審査体制は適切に整備されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会を設置する等、審査体制を整備している。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		執行及び審査については、それぞれの役割に応じた事務を適切に実施しているか。	同上				受託事業者を監督・審査する各事業担当と、支出を行う会計担当が、事務処理の各段階において相互にチェックを行うことで、契約事務を適切に実施している。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		事務の実施状況について継続的に検証を行っているか。	同上				また、これらの処理方法・内容について、監事及び会計監査人から定期的に監査を受けるなど継続的な検証を行っている。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		審査体制の実効性を確保するために、審査担当から理事長に対し報告等を適宜行っているか。	同上				監事及び会計監査人による定期的な監査などの結果について、理事長に対して報告を行うなど、審査体制の実効性の確保を図るよう努めている。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
		監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けたか。	同上				監事監査において、入札や契約行為が国の基準に基づいて規定されている内規に従い適正に実施されているかどうかについて、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聴取を会計担当の事務補助を伴って実施し、その合規性が認められた。また、財務諸表監査の枠内において会計監査人からチェックを受けた。 [業務実績報告書25頁参照]	A	A		
内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行い、その向上を図る。	内部統制・ガバナンス強化については、監事の指導を得るとともに、財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見及び「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容や、会計監査人と理事長及び監事との意見交換等の内容を部内連絡会議等の機会を捉えて職員に対し周知し、業務を遂行する上での遵守義務を確認するなど、引き続きコンプライアンスの徹底を図る。	コンプライアンスの推進に関する規定を整備し、その徹底を図っているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				「コンプライアンス規程」をはじめとする各種規程を整備し、その他関係法令及び内部規程と合わせて、日々の業務において法令遵守を徹底するよう、連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行った。 [業務実績報告書21、22頁参照]	A	A	A	
		財務諸表監査の枠内における会計監査人からの意見及び「コンプライアンス委員会」からの意見の聴取内容、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容を職員に対し周知し、必要な対応を検討したか。	同上				財務諸表監査において監事及び会計監査人から聴取した意見、「コンプライアンス委員会」において外部委員を含めた委員から聴取した意見のほか、会計監査人と理事長及び監事との意見交換の内容について、連絡会議の機会を捉えて職員に周知し、コンプライアンス・内部統制の遵守に取り組んだ。 [業務実績報告書21、22頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		理事長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。	同上					A	A		
		理事長は、協会のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。	同上					A	A		
		理事長は、協会のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。 また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。	同上					A	A		
		理事長は、協会の内部統制の現状を適切に把握しているか。 また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	同上					A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		理事長によるマネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか。	同上					A	A		
		アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行いその結果を次期アクションプラン及び予算等へ反映しているか。	同上					A	A		
		監事監査において、理事長のマネジメントについて検証を行うとともに、把握した改善点等について、理事長及び関係役員に対する報告をしているか。	同上					A	A		
財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。	・引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。	決算情報・セグメント情報の公表の充実を含め、財務内容等の一層の透明性の確保がなされたか。	同上					A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考	
			A	B	C	D			指標	項目		
<b>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>												
<b>(1) 国民世論の啓発</b>												
<p>① 北方領土返還要求運動の推進 幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多くの都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を100回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。</p> <p>これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、事業の内容の充実状況、これらの事業への国民の参加数等の状況、講演会等参加者の反応の状況(派遣講師等を通じて把握)等の指標により把握するものとするが、引き続き、啓発事業による効果を把握するための指標についても検討する。</p>	<p>(1) 国民世論の啓発に関する事項 ① 北方領土返還要求運動の推進 (ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等の実施する以下の事業等が年間100回以上に保たれるよう適切な支援を行う。</p> <p>また、これらの事業の実施による効果を、事業の実施件数、事業内容の充実状況、国民の参加数等の状況、参加者の反応状況等の指標により、適切に把握するよう努めるとともに、啓発事業の効果を把握するための指標については、参加者へのアンケートを通じてその内容の検討を進める。</p> <p>(i) 北方領土返還要求全国大会 (2月7日「北方領土の日」開催場所:東京)</p> <p>(ii) 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等</p> <p>(iii) 北連協及びその加盟団体等が開催する現地(根室市)集会、研修会等</p> <p>(iv) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動</p>	支援事業の合計回数	100以上	90～99	80～89	79未満	<p>[支援実績] 県民大会 34回 21,177千円 研修会・講演会 21回 4,384千円 キャラバン・署名活動等 40回 10,598千円 パネル展 40回 2,754千円 北連協等が行う啓発事業 13回 25,368千円 合計 148回 64,281千円 ※キャラバン・署名活動等には、各県民会議の協力により実施した8月、2月の懸垂幕掲出事業の回数が、それぞれ1回の実績として含まれる。 [業務実績報告書26～44頁参照]</p>	A	A	A		
		助成の支援条件は妥当か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。					<p>[支援条件] 返還運動の事業内容が北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという政府の北方領土問題への基本的立場に合致していること。 [支援対象] 県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等。 [業務実績報告書44頁参照]</p>	A	A		
		助成の審査は厳格に行われたか。	同上					<p>事業支援については、費用対効果を十分考慮に入れるとともに、常に節約を心がけ効率的、効果的な事業実施が行われるように、事業内容、規模、過去の実績等が、支援条件に合致しているかを確認した上で、支援及びその額を確定している。なお、予定額を超える支援申請があった場合には、増額の理由及び単年度のなものか、継続するものかどうかを聴取することとしており、また新規の支援要請があった場合には、その必要性、効果等を詳細に聴取し、検討することとしている。 [業務実績報告書44頁参照]</p>	A	A		
啓発事業の効果について、各事業実施団体から、具体的な指標を明示した報告を受けたか。	同上					<p>支援を行った事業については、事業終了後に各実施団体より、参加人数、参加者の反応状況、事業における新たな取組状況などを記載する事業実施報告書の提出を受けており、全国の県民大会や講演会研修会には約11,000人の参加者があり、県民会議の収集した署名数は480,000件に上るなど、返還運動の推進に寄与した。 [業務実績報告書26～44頁参照]</p>	A	A				

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		参加者等へのアンケートを通じてその内容の検討を進め、一定の結論を得たか。	同上				事業の効果を把握するための新たなツールとして、専門事業者の意見を受けながら、一部の都道府県で実施した県民大会において参加者への統一したアンケートを実施し、効果把握について検討を進めた。その結果、性別や年齢、参加経験等が新たな指標になり得るとの結論に達した。 [業務実績報告書26、30頁参照]	A	A		
	(イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。	講師派遣実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	県民会議等の開催する県民大会、研修会等の要請に応じて実施する講師派遣を24年度46回の計画に対し、50回の講師派遣を行った。 [業務実績報告書44頁参照]	A	A	A	
	(ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。	推進委員の配置人数は適当か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				協会と県民会議、都道府県との緊密な連携を推進するためのパイプ役を担う推進委員を全都道府県に各1名配置している。 [業務実績報告書44、45頁参照]	A	A	A	
		各機関の連携は緊密に行われたか。	同上				協会から、毎月の返還運動団体の行事予定、日露関係、最近のロシア情勢に関する情報を提供するとともに、年度当初に開催する推進委員全国会議において活動事例を報告するなどして情報の共有化を図り、各機関の緊密な連携を取り、地域における返還要求運動を効果的、効率的に実施できた。 なお、推進委員には、四半期毎に活動報告書の提出を求め、各都道府県の活動状況等を把握している。 [業務実績報告書44、45頁参照]	A	A		
		推進委員制度を活用し情報共有をした効果がみられるか。	同上				各推進委員の取組により、国民世論の啓発に関しては、協会、県民会議、都道府県が一体となって、全国で100回を超える各種事業を毎年滞りなく実施出来ており、また新たに教育者会議が1県に設置されるなど、地域における返還運動の更なる発展に寄与している。また、四島交流事業でも、訪問団員の取りまとめや、受入事業をスムーズに実施するための土台作りを行うなど、協会の事業を円滑に実施できるよう活動している。 [業務実績報告書45頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
	(I) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。 ○ 都道府県推進委員全国会議(東京/4月) ○ 都道府県民会議代表者全国会議(11月開催予定) ○ ブロック幹事県担当者会議(11月、3月開催予定) ○ 県民会議ブロック会議(6ブロック) ○ 北連協代表者会議	各会議の開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	情報の共有化や連携強化を進め、事業の推進を図るため、年度計画で予定した県民会議等の事業の計画、課題等を協議する会議を予定通りすべて開催した。 [業務実績報告書45～50頁参照]	A	A	A	
		会議の目的を達成することができたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				[都道府県推進委員全国会議] 会議の実施により、事業計画の周知が図られ、県民会議の事業計画との役割分担が明確になった。また、事業実施に当たっての問題点をお互い共有することが出来たことは、事業の円滑実施と効果的・効率的に推進する上で有益であった。 [都道府県民会議代表者全国会議] 会議の実施により、政府、協会の下半期、特に2月の強調月間での事業遂行に当たっての方針を確認することが出来た。 [ブロック幹事県担当者会議] 会議の実施により、協会の事業計画等を各県ブロックの幹事である担当県民会議へ周知させることができると共に、各ブロック内県民会議の問題点を共有することが出来た。 [県民会議ブロック会議(6ブロック)] 会議の実施により、ブロック内の各県民会議事業の周知が図られ、問題点を共有することが出来るなど県民会議間の連携が強化された。 [北連協代表者会議] 返還運動を推進する民間団体により構成される北連協代表者会議に参加し、返還運動を推進するための連携の強化を図った。 [業務実績報告書45～50頁参照]	A	A		
	(オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。 (i) 標語募集 (ii) 啓発カレンダーの作成 (iii) 啓発懸垂幕の掲出 (iv) その他啓発効果の高い掲示物による啓発	標語募集事業の実施状況	同上				[標語・キャッチコピー募集] 協会ホームページ、公募専門誌及び関係団体広報誌などで募集を行い、3,756件(昨年度3,783件)の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞4名、佳作5名の入賞者を決定した。 [業務実績報告書50、52、53頁参照]	A	A	A	
		啓発カレンダー作成事業の実施状況	同上				[ポスターカレンダーの作成] 一般競争(総合評価落札方式)を行い8点の提案がなされ、その中の1点を採用し、作成した。なお、当ポスターカレンダーは、県民会議等の配布先で有効に活用されている。 [業務実績報告書50頁参照]	A	A		
		啓発懸垂幕の掲出事業の実施状況	同上				[啓発懸垂幕の掲出] 2月、8月の「北方領土返還運動全国強調月間」期間中に、全国の県民会議において掲出した。 [業務実績報告書35～37頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		その他啓発効果の高い掲示物による啓発の実施状況	同上				<p>[啓発広告塔の維持管理]</p> <p>全国主要都市に設置している啓発広告塔の維持管理を行った。</p> <p>今後も、広告塔の維持管理を行うが、効果が低く、老朽化に伴い危険があると判断されるものは県民会議と相談の上、撤去することとしており、今年度は効果の薄い1か所の広告塔を撤去した。</p> <p>また、別海町に設置している電光掲示板を活用するとともに、日本の空港乗降客数が最も多い羽田空港内ビジョンや若年層が多く集まる渋谷の街頭ビジョンにて啓発映像を放映した。</p> <p>[業務実績報告書51頁参照]</p>	A	A		
	(カ) 北方領土問題に関する昨今の情勢に鑑み、国民世論の一層の啓発を図る必要があることを踏まえ、国民とりわけ若い世代が北方領土問題に対する関心を高めるための「北方領土ふれあい広場」(仮称)を実施する。	全国北方領土啓発イベント「今が、知るとき。ちゃんと、北方領土」は予定通り実施されたか。	実施	—	—	未実施	<p>「今が、知るとき。ちゃんと、北方領土」と題して、全国23都市において、全国北方領土啓発イベントを予定通り実施した。</p> <p>[業務実績報告書54頁参照]</p>	A	A	A	
		効果的に事業を展開するに当たり、必要な工夫・改善を行ったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				<p>ショッピングモールなどの集客力の高いオープンスペースにおいて、パネル展やステージイベントを開催した。パネル展ではクイズラリーを実施するなど参加型イベントとすることで、来場者の興味・関心を高めるよう努めた。</p> <p>また、会場内にライブカメラを用意し、カメラに映る北方領土の姿を来場者に見てもらおう体験コーナーを設置した。</p> <p>さらに、各会場の開催に合わせ、公共交通機関、ラジオ、地方新聞社を通じて事前広報を行い、世論啓発を促進した。</p> <p>[業務実績報告書54頁参照]</p>	A	A		
		全国北方領土啓発イベント「今が、知るとき。ちゃんと、北方領土」は国民世論の一層の啓発に効果的であったか。	同上				<p>「本イベントを通じ北方領土問題についてどのように感じましたか」という問いに対して、「大変関心があった」、「少し関心があった」として、北方領土問題に関心をもった参加者は全体の80.8%となり、国民世論の一層の啓発に効果的であった。</p> <p>[業務実績報告書54頁参照]</p>	A	A		
		イベントの参加者数	同上				<p>イベントには、家族連れや30代以下の若年層の参加者が多く見られ、全国で約35,000人の参加者があった。</p> <p>[業務実績報告書54頁参照]</p>	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>「北方領土を目で見える運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。</p>	<p>(キ) 根室地域の啓発施設のうち、北方館(根室市)及び羅臼国後展望塔(羅臼町)の両施設については、啓発効果の一層の向上を図る観点から、施設の設備整備等を行う。また、別海北方展望塔(別海町)を含めた3つの啓発施設に設置の意見箱の内容を集約し、施設の有効活用が一層図られるよう検討する。</p>	意見箱の意見結果 (有意義とするものの割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	92.7%(398件) ( )内は、有効回答数 【業務実績報告書55、56頁参照】	A	A	A	
		北方館等の啓発施設は保有目的に照らして有効に利用されたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				北方領土の視察に訪れる方々に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、関係資料を展示する啓発施設を保有し、北方領土を目で見える運動を推進している。来館者からは「報道で知っていると思っていることでも、自分の目で確かめることの必要性を痛感した」といった意見が聞かれ、国民の啓発のための施設として有効に利用された。 【業務実績報告書55、56頁参照】	A	A		
		来館者からの具体的な改善要望の把握状況	同上				これまでの充実策により、来館者の満足度は全体としては高かったが、施設のアピールをもっとすべき、修学旅行生が一度に研修を受けられるようにしてほしいなどの改善要望があった。 【業務実績報告書55、56頁参照】	A	A		
		改善要望に対する対応状況	同上				要望事項としてあった周辺フェンスを改修改善すべきなど一部の要望については今年度中に対応をしたが、その他の要望事項については、予算や管理者等の意見を踏まえ、各施設の充実について検討を行い、次年度以降計画的に改善していくこととした。 【業務実績報告書55、56頁参照】	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施</b> (7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握し、意見を事業に反映させるように努める。	② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (7) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。 従前から実施している事業については、前年度の各事業に対する意見等を踏まえ、内容の充実に努める。 各事業の参加者に対しては、アンケート又は報告書を提出させ、各事業に対する意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。	各種研修事業の実施	計画どおり	—	—	計画を下回る	北方領土問題に対する理解と関心を深めてもらうため、年度計画に予定した青少年及び教育関係者を対象とした左記事業を予定通り開催した。なお、青少年現地研修会と青少年啓発列車事業は合同で開催した。 <b>【業務実績報告書56～62頁参照】</b>	A	A	A	
	各種研修の内容・方法は適切か。 ○ 北方少年交流事業(対象:北方領土元居住者の3世等/7月) ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)等関係大臣に対し、早期解決を訴える。 ・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。 ○ 北方領土問題青少年現地研修会(対象:中学生、高校生/8月・根室市) ○ 北方領土問題教育指導者現地研修会(対象:中学校社会科担当教諭等/8月・根室市)	各種研修の内容・方法は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				根室市での各研修では、北方領土を身近に感じてもらうべく、納沙布岬からの視察や元島民の講話、訪問事業参加者からの報告などのプログラムとし、地元での報告会や教育者会議で活かせるような内容としており、研修参加者は地域や学校での活動で中心的な役割を果たした。 北方少年交流事業では、元島民3世等の北方少年が、関東・甲信越ブロック青少年事業に参加することで、お互いの意識を高めることができ、地域の活動の活性化に役立った。 学生研究会は、学生に主体性を持たせることで、返還要求運動への意識を高めさせることができ、後継者育成の観点から非常に効果的であった。 <b>【業務実績報告書56～62頁参照】</b>	A	A		
	○ 北方領土ゼミナール(対象:大学生/9月・根室市) ○ 北方領土問題学生研究会(対象:大学生/原則年2回) ○ 北方領土問題に関するスピーチコンテスト(対象:中学生) ○ 北方領土青少年等啓発列車(仮称)	前年度の事業への意見等を踏まえた改善・プログラム充実が図られたか。	同上				教育指導者現地研修会では、昨年同様、納沙布岬からの北方領土視察を冒頭に取り入れ、その近さを体感し、さらに元島民の体験談の聴取により北方領土問題をより身近なものに感じてもらえるようなプログラムを実施した。 北方領土ゼミナールでは、初日から地域性を考慮したグループ(6班)に分かれてグループワークを行い、学生同士の議論を活発にするため、スクール方式の発表から壁にポスター(模造紙)を貼り発表するポスターセッション方式の発表に変更した。 <b>【業務実績報告書60頁参照】</b>	A	A		
	事業の参加者から次回以降の事業内容の改善に役立つアンケート又は報告書の提出を受けたか。	事業の参加者から次回以降の事業内容の改善に役立つアンケート又は報告書の提出を受けたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				アンケート結果は、次年度以降のプログラム策定の際の参考とするため、協会が集約し、整理・保存している。 なお、アンケート結果は事業全体としては概ね良好な回答を得ているが、個別のプログラムに対する設問や自由記述欄を設けるなどして、より参加者の要望を詳細に把握できるようなアンケートを実施しており、要望事項については、その内容を検討のうえ、新たなプログラムに取り入れるなど、事業充実のため有効活用している。 事業の参加者から提出された報告書及び感想文は、参加者の北方領土問題への理解や関心を把握するために非常に有意義なものであり、事業を評価する意見は他の事業への活用を図るとともに、事業に対する要望などは、次年度の事業のプログラム策定に当たっての参考資料として有効活用している。 <b>【業務実績報告書56～62頁参照】</b>	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会 評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		各種研修のアンケートの結果	有意義だったとの回答割合								
		○青少年現地研修会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	98.1%(106名(引率者含む)) ( )内は、有効回答数	A	A		
		○教育指導者現地研修会	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	100%(62名(引率者含む)) ( )内は、有効回答数	A	A		
		○北方領土ゼミナール	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	100%(35名(引率者含む)) ( )内は、有効回答数	A	A		
		○北方領土青少年等啓発列車	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	98.1%(106名(引率者含む)) ( )内は、有効回答数	A	A		
		スピーチコンテストの実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				青少年や教育関係者への更なる啓発を図るため、全国の中学生を対象としたスピーチコンテストを開催し、全国から4,964件の応募があり、事業の目的を十分達成できた。なお、都内で開催した最終選考会の結果、内閣府特命担当大臣賞1名をはじめ10名を表彰した。 【業務実績報告書62頁参照】	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努め、その活動状況を把握する。	(イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について未設置の県に対しては、各県の状況等を踏まえつつ、既設置の都道府県における設置経緯、規約及び活動事例等の情報提供といった働きかけ・協力を引き続き行うとともに、既設立会議については啓発資料・資材及び学習教材集の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。	教育者会議の設置の働きかけを適切に行い、それを受け、会議の新たな設置があったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				推進委員全国会議、県民会議代表者全国会議等において、教育者会議の設立について、各県民会議のイニシアティブで、教育の特殊性に配慮しながら、各県の事情も踏まえつつ設立に向けて取り組むよう要請するとともに、県民会議と教育者会議の連携と課題について協議を行った。これを受け、未設置県だった1県(神奈川県)で新たに設立され、設置県は40都道府県となった。 【業務実績報告書63頁参照】	A	A	A	
		設立済みの会議への支援状況及び内容は有益であったか。	同上				各県の教育者会議で開催された研修会等のほか、資料集等の作成、作文コンクールなど教育者会議と県民会議が協力して実施する特別事業及び「北方領土教育実践推進指定校」制度に対して活動支援を行った。 このほか、各県の教育者会議の実践事例等活動状況を他県へ提供した他、資料・資材の供与等を積極的に行ったことにより、授業構成案、教材等が整備され、北方領土問題を授業で取り上げる環境が格段に整ったことは、北方領土教育の効果的、効率的な充実・強化を図る上で有益であった。 【業務実績報告書63～71頁参照】	A	A		
	また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。	教育者会議全国会議の開催	実施	—	—	未実施	各県に設立された教育者会議間の連携を図るとともに、今後の取組について協議し、更なる効果的、効率的な発展を目的として「教育者会議全国会議」を計画し、予定通り開催した。 【業務実績報告書72頁参照】	A	A	A	
	会議開催の効果	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				各県の教育者会議から活動事例の紹介及び教材等の成果物の提供が行われ、北方領土実践教育のための情報を共有することができ、アンケートでも「他県の取組や事情を知り、自分の県について見直せた」との意見をいただき、効果的な事業内容であった。 【業務実績報告書72頁参照】	A	A			
	参加者へのアンケート結果 (有意義だったとの回答割合)	80%以上	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	60%未満	84.9%(53名) ( )内は、有効回答数	A	A			
(ウ) 県民会議等が実施する青少年現地視察事業について適切な支援を行う。	事業への支援状況及び内容は有益であったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				青少年等現地視察団を北方領土隣接地域に派遣し、青少年が自らの目で北方領土を望見し元島民の体験談を聞くことにより、北方領土問題を身近な問題として捉え、返還要求運動を継承してもらうことを目的とする事業に対して適切な支援を行い、24年度は19県民会議において実施された。参加者からは、「実際に目で見ることで日本の領土であることを再認識した」など大変有意義であったとの評価を受け、北方領土問題を身近な問題として理解する上でとても有益であった。 【業務実績報告書76、77頁参照】	A	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
③ わかりやすい情報の提供 刊行物、パンフレット、インターネット等を活用して、北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう関連資料や最新のデータを幅広く提供する。協会のウェブサイトに関しては、特に学生や子供にも知識をわかりやすく伝えるよう工夫する。	③ わかりやすい情報の提供 北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資料の作成等を行う。	パンフレット等の啓発用資料、資料の提供方法・内容は工夫されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				啓発パンフレット・文具等を作成し、全国各地で行われる各種啓発事業等において配布した。 特に、北方領土問題について広く国民世論の啓発を図るという目的から、最優秀賞を受賞した標語を啓発用資料・資料で使用し、多くの国民の目に触れることができるよう効果的な啓発・広報媒体として各種啓発事業において活用した。 【業務実績報告書78頁参照】	A	A	A	
	また、インターネットを活用し、積極的な情報発信に努め、協会ホームページにおいて、実施した事業の実績などのコンテンツを速やかに最新のデータに更新するとともに、引き続き教育者及び青少年向けに役に立つ情報の発信に努める。	協会ホームページの更新	月1回以上	—	—	月1回未満	北方領土に関する「情報発信の拠点となるホームページ」となることを目指し、新規コンテンツの作成、既存コンテンツの迅速な更新等の推進に努めると共に、根室半島の先端にある北方館からは、北方領土返還運動原点の地である根室市での返還運動の取組み等を、毎月、メッセージ形式で情報発信した。 【業務実績報告書78頁参照】	A	A	A	
	インターネットを活用した積極的な情報発信の状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。					これまで北方館にあったウェブカメラを高性能なものに改良し、常時鮮明な映像で北方領土の様子を閲覧できるようにした。併せて、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔においてもウェブカメラを新規に導入し、北方館と同様に鮮明な映像で北方領土の様子をインターネット上で閲覧できるようにした。	A	A		
	教育者及び青少年向けの自主学習等に役立つ情報の発信状況	同上					協会ホームページにおいて、実施した事業実績を新たに動画コンテンツとして分かりやすく発信したほか、協会の活動を多くの若者に知ってもらうための新しい取組としてSNS (Facebook・Twitter)を活用した広報の立ち上げ準備を行った。	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>(2) 北方四島との交流事業</b>											
<b>① 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</b> 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。	<b>(2) 北方四島との交流事業</b> 以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、日本人参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。なお、四島在住ロシア人受入事業参加者についても、アンケートによる意見の聴取に努める。  <b>① 試験運航の実施</b> 相互交流事業の安定的な実施に支障のないよう、後継船舶の就航に伴う試験運航を関係者のみで実施する。  <b>② 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流</b> 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。	試験運航の実施状況		法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。		新船「えとびりか」の就航に伴い、事業関係者のみによる試験運航を計画どおり実施し、四島交流事業の安定的な実施に支障がないよう、接舷試験や上陸試験等を行った。 [業務実績報告書80頁参照]	A	A	A		
		交流事業の目的に沿った実施状況	同上	[協会主催] 一般訪問2回、後継者1回、青少年1回の計4回の訪問を計画し、全て予定通り実施した。 [道推進委員会主催] 一般訪問3回、後継者2回、青少年1回の計6回の訪問を計画し、一般訪問が1回悪天候のため中止となったが、残りは全て予定通り実施した。 (効果) 北方四島交流事業においては、昨年度に引き続き住民交流会(文化交流と意見交換を併せて行う)を各訪問で実施した。住民交流会の実施に当たっては、事業参加者には北方領土問題の経緯、日本の主張等についての事前研修会を実施した。 北方四島在住ロシア人との交流を行い相互理解を深めた参加者は、北方領土への訪問で得た経験等を各種団体や地元へ広めるため、県民大会等の場において報告を行うなど、返還運動の活性化に大きく寄与した。 なお、道推進委員会の訪問では、元島民が多く参加し、本交流事業の目的に合致した心の通った効果的な交流を行うことができた。 [業務実績報告書79～83頁参照]	A	A					
		訪問・受入事業参加者からの意見募集実施状況	同上	全ての訪問事業でアンケートを実施し参加者からの意見を収集しており、その結果は、両実施団体で集約、整理・保存し、次年度の事業計画を策定する際の参考としている。 なお、受入事業においてもロシア人訪問団に対するアンケートを実施しており、ほぼすべての団員から事業に対して満足しており、今後ともびざまし交流の継続を望んでいるとの回答を得ているが、結果については、内容の分析を行い、事業の更なる充実のための参考として活用している。 [業務実績報告書79～84頁参照]	A	A					
		訪問事業参加者から聴取した意見の把握状況	同上	訪問事業におけるアンケートでは、概ね有意義だったという意見をいただいているが、個別プログラムに対する意見や自由記述欄を設けて、要望事項を把握している。それらの内容については、適宜検討を進め、次年度以降の事業の更なる充実のための参考として有効活用している。 [業務実績報告書79～83頁参照]	A	A					

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		訪問事業参加者から聴取した意見の反映状況	同上				交流事業をまとめた映像があればイメージしやすい、訪問先の地図が欲しいといった参加者からの意見を取り入れ、今年度から事前研修会での交流事業をまとめたビデオを放映し、訪問先の地図の配布した。	A	A		
<b>② 専門家交流</b> 専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。	<b>③ 専門家の派遣</b> 専門家派遣として、教育専門家(中学校社会科教諭)の訪問を青少年訪問と合同で実施する。実施の際には、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。また、日本語講師を3島(色丹、国後、択捉島)へ派遣する。実施にあたっては、昨年度派遣の講師からの意見聴取などを踏まえ作成するカリキュラムを実施することとする。派遣終了後には、派遣講師に活動報告書の提出をさせるとともに、派遣メンバーを招集して現地におけるより円滑かつ効率的な指導実現のため改善要望事項等を聴取するための報告会を開催するなど、今後の事業内容をより四島側の要望に沿ったカリキュラムとするよう努める。	専門家派遣の実施状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			<b>[教育専門家派遣]</b> 専門家の派遣事業として、教育専門家(中学校社会科教諭)を青少年訪問事業と合同で、協会(参加者:青森以南対象)主催、道推進委員会(参加者:北海道内対象)主催で各1回計画し、予定どおり実施した。 教育関係者訪問事業を青少年訪問事業との合同事業とすることにより、国後島・色丹島の教育関係者との意見交換、青少年同士の交流など学校全体と訪問団の交流を実施することができた。これらの活動を通じて、島の教育環境や北方領土問題の取り扱いの違いなどを知ることにより、教師及び青少年が北方領土問題に対して一層の理解と関心を深めるとともに、問題解決に向けた環境作りを図ることが出来た。	A	A	A		
		教育専門家から提出を受けた報告書の把握状況	同上		<b>[日本語講師派遣]</b> 日本語講師の派遣を3回計画し、予定通り実施した。 テキスト選定、カリキュラムの作成にあたり、これまでのノウハウを活用して、効率的で分かりやすい授業にしよう努めてきているが、ロシア人受講者の要望を今後も積極的に反映させ、より一層充実した講義内容とするため、アンケート調査を行った。その結果、日本語教室は日本とロシア双方の理解を深めることに役立つ、など良好な意見が寄せられ、本事業が効果を発揮していることが明確となった。 <b>[業務実績報告書85～86頁参照]</b>	A	A				
		日本語講師派遣のカリキュラムの見直し、改善状況	同上		教育専門家の訪問事業への参加者から提出された報告書では、学習と啓発や友好促進、相互理解、共同の研究の各視点から、交流の目的に即した事業の方向性に関し提案されており、今後の事業改善に役立つ内容であった。	A	A				
						事業を効率的・効果的に実施するため、事前打ち合わせ会において、四島側の特殊性を考慮した授業を円滑に行うためのカリキュラムや教材となるよう検討し、事業に反映させた。 <b>[業務実績報告書87頁参照]</b>	A	A			

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		日本語講師から報告書の提出を受け、報告会を予定通り開催したか。	開催	—	—	未開催	24年度に派遣した日本語講師からは、予定通り事業の報告書の提出を受け、派遣講師を招集した報告会を開催した。 [業務実績報告書87頁参照]	A	A		
		今後の事業の効果的実施につながる内容の報告書であったか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				報告書には、24年度の実施結果、次年度以降の事業をより効果的、効率的に実施するための提案等が記載されており、今後の事業実施の際に参考となる内容であった。	A	A		
		今後の事業の効果的実施につながる内容の報告会であったか。	同上				報告会では、報告書に記載された内容をもとに、より詳細な授業や受講者の様子、事業実施に当たっての注意点などが報告され、意見交換ではそれぞれの島での事業の状態を総括的に把握できたことで、今後の事業実施の際に参考となる内容であった。	A	A		
	④ その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を踏まえ、相互理解の一層の推進に向けて、特に柱となる対話集会等事業の在り方について実施関係団体等による協議を行う。	協議は予定通り実施されたか。	実施	—	—	未実施	24年度事業の総括及び25年度事業の在り方等を検討するための会議を四島交流事業実施関係者出席の下、実施するとともに、自由訪問や墓参の実施関係者も含めた「北方四島交流等事業に係る実施団体連絡協議会」も予定通り実施した。 [業務実績報告書88頁参照]	A	A	A	
		次回以降の事業内容の改善に資することができるよう、協議の内容の分析・活用は適切に行われているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				24年度の実施結果を各団体が共有し、次年度以降も住民交流会がより有意義な実施内容となるべく協議、調整等を行い、実施団体と関係省庁とで今後も統一して作業を進めていくこと等について合意するなど、四島交流の円滑で効果的な推進に向けて日本側関係者の意思統一に大変有効であった。また、「北方四島交流等事業に係る実施団体連絡協議会」では、北方四島交流事業以外の自由訪問や墓参事業についても情報共有が図られ、団体間の連携のプロセスが簡易になり、四島の住民との交流をより意義のあるものにするための取り組みを進める上で非常に有益であった。	A	A		
③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)の趣旨を踏まえ、北方四島交流事業等関係省等推進協議会に参加する。四島交流等事業に使用する後継船舶については、平成20年度において民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結するとともに、平成24年度を目途として長期備船に係る本契約を締結する。	③ 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保 「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)及び北方四島交流事業等関係省等推進協議会の方針に基づき締結した協定書に従い、協定書を締結した事業者と備船及び運航委託契約を締結する。	後継船舶に関する協定書を締結した事業者と備船及び運航委託契約を締結したか。	実施	—	—	未実施	関係省等との調整を行いながら、「北方四島交流事業等関係省等推進協議会」での方針に従い作業を進め、平成21年度に落札業者と締結した協定書に基づき、新船「えとびりか」の備船及び運航委託契約を締結し、24年度から供用を開始した。 [業務実績報告書88頁参照]	A	A	A	

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>(3)北方領土問題等に関する調査研究</b>											
<p>北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等を踏まえ、具体的なテーマを選定し、調査研究を行い、これらを返還運動関係者の活動の参考に供するとともに、国民に対して分かりやすく情報提供を行うこととし、ホームページ等を通じて積極的に公表する。その際、事後における実施効果の検証結果及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低い事業や必要性の低下した事業については積極的に見直し改廃を図る。</p> <p>なお、協会業務の見直しを踏まえ、恒常的な研究会は廃止し、毎年度開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じ開催することとする。</p>	<p><b>(4)北方領土問題等に関する調査研究</b> 北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。選定したテーマについては、レポート等を作成し、ホームページ等を通じて公表することとする。また、選定したテーマ及び公表したレポートについて、返還要求運動関係者等へのアンケートを通じて効果を検証し、より分かりやすいレポート等の作成に努める。</p> <p>その他、有識者の意見等を収集し、運動関係者に提供し、効果的に活用する。</p> <p>なお、国際シンポジウムについては、開催することとする。</p>	<p>選定テーマに基づく有識者のレポートの公表状況</p>	<p>法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。</p>	<p>今年度は、有識者に大統領選挙後のロシアにおいて、北方領土問題を含め日ロ関係が今後どうなるかについて研究レポートを取りまとめたいただき、当協会のホームページ上で情報の提供を行った。</p> <p>また、日ロ両国間の北方領土交渉の情報の収集に努め、北方領土に関するトピックスとして協会ホームページに掲載し、広く情報を提供するとともに、各種事業や会議等で活用してもらうことで返還運動の推進を図った。</p> <p><b>[業務実績報告書89、90頁参照]</b></p>	A	A	A				
		<p>公表レポートについての返還要求運動関係者等へのアンケートの実施結果及び効果等の検証状況とそれに基づく見直しの状況</p>	<p>同上</p>	<p>調査研究で作成したレポートについて、返還運動関係者に対してアンケート調査を実施し、有意義であったとの回答を84.1%の方から得ており、返還運動の参考として有効活用されている。</p> <p>更に、今後の調査研究事業をより必要性が高く、有効性の高いものとするため、同アンケートでは調査研究事業について意見を聞いており、次年度以降の調査研究テーマや方法を決定する際の参考とした。</p> <p><b>[業務実績報告書89頁参照]</b></p>	A	A					
		<p>国際シンポジウムの実施状況及びその効果</p>	<p>同上</p>	<p>国際的見地から北方領土問題の本質等について議論を深め、北方領土問題解決に向けた方途を探る観点から、外国人有識者等を招き、返還運動関係者、学生及び一般国民の参加の下、「世界から見た北方領土」をテーマとした国際シンポジウムを開催した。参加者に対してアンケート調査を実施し、有意義であったとの回答を97.8%の方から得ており、国民世論の一層の啓発に効果的であった。</p> <p><b>[業務実績報告書90、91頁参照]</b></p>	A	A					

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考	
			A	B	C	D			指標	項目		
<b>(4)元島民等の援護</b>												
① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (7) 元島民等が行う研修活動や署名活動を支援する。	(5)元島民等に対する必要な援護等に関する事項 ① 元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援 (7) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。 また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。 特に、元島民後継者の組織化・活性化を図るため、「後継者活動委員会(仮称)」の設置等、元島民後継者の活動について支援する。	「北方地域元居住者研修・交流会」の開催	計画どおり	—	—	計画を下回る	元島民等の相互の連帯を一層強化するために開催する「北方地域元居住者研修・交流会」を2回計画し、計画どおり開催した。 [業務実績報告書91、92頁参照]	A	A	A		
		研修・交流会の開催により望ましい効果を得られたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。					この研修・交流会に参加した元島民は、返還要求運動の担い手として果たす自らの役割を再確認するとともに、元島民間の連携強化を図ることができ、今後の返還要求運動の推進に効果的であった。 [業務実績報告書91～92頁参照]	A	A		
		元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する適切な支援の内容	同上					○署名活動への支援 署名用紙の印刷、全国から寄せられた署名の編纂、管理、署名簿の製本に対する支援のほか、元島民等が中心となって行われた署名活動に対しても適切な支援を行った。 (参考) 平成24年度における署名収集数 1,013,067人 ○返還要求運動への支援 北方領土への関心や理解を広めるため、千島連盟各支部が実施した一般市民、町民を対象とした「北方領土を学ぶ市民の集い」(函館)、「見たい、知りたい、北方領土」(浜中)、「北方領土返還要求中標津住民大会」(中標津)、「パネル展示と映像による啓発活動」(道央)等の研修会、啓発活動等の事業、延べ25事業に対して支援を行った。 [業務実績報告書92頁参照]	A	A		
		元島民後継者の活動に対する支援の内容	同上					元島民の高齢化に鑑み、元島民の意思を受け継ぎ、今後の返還運動の担い手となる後継者を育成するため、千島連盟が設置した「後継者活動推進委員会」への支援をはじめ、後継者活動のリーダー育成のためのセミナー、研修会等の7つの元島民後継者育成対策事業に対して支援を行った。 [業務実績報告書92頁参照]	A	A		
(4) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。	(4) 元島民等により構成される団体が、これまでに収集保存した戦前の貴重な北方領土の写真と自由訪問、北方墓参等の機会に撮影した現在の北方領土の写真との移り変わりを中心に編集したCD-ROMや啓発パネルを作成する事業に対し支援を行う。	これまでに収集保存した資料等の編集及び保存等に対する支援の内容	同上				元島民等が所有している戦前の北方領土の写真等の貴重な資料の散逸を防ぐため、収集・整理した資料をデータベース化し保存する「北方領土関連資料保存整備事業」に対して支援を行った。 これにより、北方領土が我が国固有の領土であることを改めて証左することができた。更に、収集された資料をもとに戦前と現状を対比した資料を作成し、ホームページで公開するとともに、パネル化し北方領土関連施設への展示を行うなどの啓発活動の充実に努めた。 [業務実績報告書93頁参照]	A	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成される団体が 行う北方四島へのいわゆる自由訪問 を支援するとともに、訪問する元 島民等に対し事前研修を実施する。	② 自由訪問に対する支援 元島民等により構成された団体が 行う北方四島へのいわゆる自由訪問 を支援するとともに、訪問する元 島民等に対し事前研修を行う。 その際、実施した事業の実績を整理した報 告書を提出させる。	自由訪問の実施状況	同上				年間7回の訪問を計画し、全て計画通り実施した。 [業務実績報告書93、94頁]	A	A	A	
		今後の事業に資する報告書の提出を受けたか。	同上				報告書には、事業実施概要、訪問団の手記、訪問地の地図等の記録がまとめられており、訪問者にとっては思い出の記録集となった。訪問に参加できなかった方々にとっては、ふるさとの現状を知ることのできる貴重な報告書となっているとともに、訪問参加者の希望等も記されており、今後の事業実施の参考に供するものとなっている。 なお、この報告書は、千島連盟各支部に配付し、多くの元島民が閲覧できるようにしている。 [業務実績報告書93、94頁参照]	A	A		
<b>(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業</b>											
「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」(昭和三十六年法律第百六十二号)の趣旨を踏まえつつ、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のよう に努める。  ① 融資制度の周知 融資の内容及び手続き等並びに平成20年4月1日より一部変更となる元居住者の要件及び新たに導入された死後承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。	(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業  ① 融資制度の周知 融資対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。 ・平成23年4月の貸付限度額変更及び生前承継認定基準改正等の内容をはじめとする融資内容及び手続きの方法について  ・生前承継及び同制度を補完する死後承継について また、承継手続きができる可能性の高い世帯に対し、別途ダイレクトメールを送り、手続きを促す。	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、業務の効率化を図っているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				平成22年3月から個人信用情報システムの利用を開始しており、24年度においては同システム利用対象資金98件の申し込み中5件について多重債務状態にあることが判明するなどの効果があった。なお、今後も同システムを活用し、将来の債権回収コストの抑制に努めることとしている。	A	A	A	
		説明・相談会は予定通り実施されたか。	計画どおり	—	—	計画を下回る	融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・生前承継手続等について個別対応をする融資相談会を、当初予定していた対象者が多く居住する10地区に、開催要請のあった2地区を加えた12地区で15回開催(昨年実績13回開催)した。 [業務実績報告書94頁参照]	A	A	A	
		説明・相談会には昨年度の実績と比して十分な人数が参加したか。	法人から説明等を受け、分科会委員に協議により判定する。				・参加者数 553名(昨年512名) ・相談件数 131件(昨年127件) [業務実績報告書95頁参照]	A	A		
融資制度の変更事項の周知徹底状況	計画どおり	—	—	計画を下回る	内閣府北方対策本部、千島連盟等の関係機関との連携を密にし、法対象者に対して、改正内容や融資制度について、ホームページへの情報の掲載などに加え、以下のとおり周知を図った。 ・パンフレットを法対象者に送付(6月27日 5,974名) ・生前承継者になり得る可能性が高い二世に対するダイレクトメールの発送(8月6日 2,318名、10月26日 2,766名) ・協会広報誌「北対協札幌だより」の送付(1月4日 5,910名)等 また、融資説明・相談会、関係機関実担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会を利用して融資制度の周知徹底に努めた。 [業務実績報告書95頁参照]	A	A				

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関(転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。)との連携を一層強化する。	② 関係金融機関との連携強化 制度利用の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。 ○ 漁業協同組合担当者会議(4月 札幌) ○ 関係機関実務担当者会議(4月 札幌)	会議の開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の促進を図るために、以下の会議を予定通り開催した。 「漁業協同組合担当者会議(漁協担当者会議)」では、漁協組合員の法対象者が生前・死後承継について相談するケースが多いことから、この手続きについて特に丁寧に説明し、理解を深めた。 [漁業協同組合担当者会議] [開催月日] 平成24年4月20日 [出席者] 根室管内等漁業協同組合等 18名 [協議事項] ・業務方法書の一部改正について ・借入資格の承継手続きについて 等  [関係機関実務担当者会議] [開催月日] 平成24年4月20日 [出席者] 転貸組合、委託金融機関、関係市町村(根室市等)、内閣府、水産庁、北海道、千島連盟等 31名 [協議事項] ・平成23年度貸付業務経過報告 ・平成24年度貸付計画について ・業務方法書の一部変更について ・借入資格の承継について 等 [業務実績報告書96頁参照]	A	A	A	
		関係金融機関との連携により制度利用の円滑化は進んでいるか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	関係金融機関との定例的な会議のほかに、必要に応じて関係金融機関を訪問し、協会からの情報を提供するとともに、利用者ニーズの把握や取扱機関の要望・意見により改善を図るため、次のとおり制度利用の活性・円滑化に努めた。 ・平成24年10月 根室管内漁協及び標津町農協との業務打合せ(9組合) また、制度利用や資格承継の促進のため、漁業協同組合との資格者名簿の突き合せを行いました。 ・平成24年7月 網走漁協 ・平成24年10月 落石漁協 [業務実績報告書96頁参照]	A	A					

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<p>③リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更正資金、修学資金、住宅改良資金については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。</p> <p>また、業務実施にあたっては、協会業務の見直しを踏まえ、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること。</li> <li>・住宅新築資金の在り方については、主務官庁の方針が決定された後、一定の周知期間を置いた上で、当該方針に従い、その措置を講ずること。</li> <li>・主務官庁において行う、すべての貸付資金についての必要性等の再検証及び国からの利子補給金抑制策についての検討結果を受け、上記の措置を含め必要な措置を講ずること。</li> </ul>	<p>③ リスク管理債権の適正な管理 電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努める。また、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持するとともに、昨年度から導入した個人情報システムを活用し、より正確な情報把握に努める等、リスク管理債権を以下のとおり適正に管理する。なお、個人情報の適切な管理が図られるよう、引き続き留意する。</p> <p>(ア) 貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)を全国預金取扱金融機関の22年度末平均比率2.99%以下に抑制する。</p> <p>(イ) 更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p> <p>(ウ) 修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結(対象者の80%を達成目標とする)し、債権保全を強化する。</p> <p>(エ) 住宅資金のうち増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。</p>	借入者の返済能力、資金効果等を勘案しつつ審査を行っているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				事業資金については過去の生産高・収支実績と資産、負債の状況を把握し、資金の必要性や資金効果を重点に審査を行っている。 生活資金については、特に資金の必要性と資金用途が明確であるか(目的外利用防止)を注視し、年齢、勤務先、収入、家族構成などによる世帯の可処分所得を重点に審査を行っている。 資格者の高齢化が進んでおり、借入者が高齢の場合には保証条件を強化するなど、債権保全を図っている。 収入、資金用途など通常審査によりがたい案件については、債権管理担当者、貸付担当者、貸付統括者で合議し審査を行っている。	A	A	A	
		信用リスクの管理が的確に行われているか。	同上				信用リスクの管理は「延滞債権督促マニュアル」に基づき、24年度も電話・文書督促に加え、弁護士名文書督促を10件、実態調査を28件実施し、管理・回収に努めた。 1ヶ月以上の延滞先については、個別対象者の管理カードを作成し、督促記録や対象者の就業状況等を記録して管理し、債権回収に有効に活用している。 <b>[業務実績報告書97～99頁参照]</b>	A	A		
		時効で消滅した債権はないか。	無	—	—	有	時効中断については、時効中断管理簿により、時効期日と時効中断を適切に管理しており、時効によって消滅した債権はない。	A	A		
		破綻先債権の管理は適切か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				破綻先債権の管理については、破産手続の債権届出等、相手弁護士との情報を密にし適切に対処している。また、連帯債務者・連帯保証人と協議を行い債務承認と返済約定書の徴収に努めている。 <b>[業務実績報告書97～99頁参照]</b>	A	A		
		左記項目(ア)についてリスク管理債権額の割合(リスク管理債権比率)が全国預金取扱金融機関22年度末平均比率2.99%以下に抑制されているか(経済全般の状況も勘案して評価する。)	達成	—	—	未達成	24年度末のリスク管理債権比率は1.93%で、計画の2.99%以下を達成した。 (リスク管理債権比率の推移) (H20) (H21) (H22) (H23) (H24) 2.65% 1.95% 2.04% 1.92% 1.93% (参考) 他金融機関のリスク管理債権比率 ・都市銀行 2.01% ・地方銀行 3.17% ※平成24年9月末時点(出所:金融庁HP)	A	A		
		近年のリスク管理債権比率の推移を踏まえた抑制に向けた対策が適切にとられているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				リスク管理債権の抑制に向けた対策として、電話督促、文書督促、実態調査を実施するなど積極的な管理・回収に努め、リスク管理債権総額は、昨年度末に比べ6,035千円減少した。 また、リスク管理債権額の抑制に向けた取り組みとして、引き続き初期延滞者に対する督促を重点的に行なうとともに、一層の縮減を図るため、新規貸付の際には、個人情報情報システムを活用し、多重債務者の把握に努めている。	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
		左記項目(イ)について 更生・生活資金のリスク管理 債権額の状況	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超	24年度末の更生・生活資金のリスク管理債権額は8,480千円であり、前中期計画期間中の平均残高36,657千円の23.1%まで縮減した。(計画は32,991千円) [業務実績報告書97～99頁参照]	A	A		
		左記項目(ウ)について 連帯債務契約の締結が達成 目標通りの水準になるなど、 修学資金の債権保全の強化 がなされたか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				修学資金について、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、計画の80%を上回る100%の連帯債務契約率を実現し、債権保全の強化がなされた。 [業務実績報告書97～99頁参照]	A	A		
		左記項目(エ)について 住宅資金(うち増改築等)の リスク管理債権額の状況	90%以下	90%超 95%以下	95%超 100%以下	100%超	住宅資金のうち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金の24年度末のリスク管理債権額は25,276千円であり、前中期計画期間中の平均残高56,965千円の44.4%まで縮減した。(計画は51,268千円) [業務実績報告書97～99頁参照]	A	A		
		個人情報の適切な管理の取 組状況	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				管理グループに1名、融資グループに2名の個人情報取扱主任者を配置し、個人情報の適切な管理に努めている。 [業務実績報告書97頁参照]	A	A		
	④ 融資業務研修会の開催 元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。	融資業務研修会開催実績	計画どおり	—	—	計画を下回る	元居住者等で構成された団体である千島連盟の支部の代表者等と、融資業務実績及び融資計画、借入資格等全般について、理解の進捗と意見交換を目的として下記研修会を予定通り開催した。 [支部長・推進員融資業務研修会] [開催月日] 平成24年5月29日 [出席者] 連盟本部、支部等 41名 [協議事項] ・平成23年度貸付業務経過報告 ・平成24年度貸付計画について ・業務方法書の一部改正について ・借入資格の承継について 等 [業務実績報告書99頁参照]	A	A	A	
		研修会開催による参加者の 理解度	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				業務方法書の改正内容と借入資格の承継手続きについて重点的に説明した。活発な質疑応答により参加者の理解は深まった。 [業務実績報告書99頁参照]	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b>											
別紙	別紙	予算、収支計画、資金計画どおりに事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				別紙	A	A	A	
		一般管理費比率、人件費比率等を明らかにしているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				[一般管理費比率] ・北対協 18.2% ・一般業務勘定 13.9% ・貸付業務勘定 46.6%  [人件費比率] ・北対協 15.4% ・一般業務勘定 12.1% ・貸付業務勘定 37.3%  [交流等支援経費] ・援護事業関係 205,941千円 ・県民会議等関係 189,305千円 ・北方四島交流関係 95,654千円  [旅費交通費] (一般業務勘定/業務経費) ・四島交流関係旅費 32,219千円 ・現地研修会旅費 26,269千円 ・業務打合せ旅費 3,106千円 ・大会、研修会講師等派遣旅費 2,846千円 ・スピーチコンテスト旅費 2,562千円 ・推進委員全国会議旅費 2,437千円 ・県民会議代表者全国会議旅費 2,299千円 ・ふれあい広場(啓発イベント)旅費 2,045千円 ・国際シンポジウム旅費 1,832千円 ・教育者会議旅費 1,288千円 ・北方少年交流旅費 1,112千円 ・ブロック会議等旅費 692千円 ・援護関係旅費 621千円 ・啓発施設関係旅費 402千円 ・青少年育成関係旅費 360千円 ・その他(ポスター、標語審査等) 2,096千円  [貸付業務勘定/業務旅費] ・関係機関担当者会議及び融資説明等旅費 3,990千円	A	A		
		流動資産の管理・運用について、資金運用計画等は策定されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				一般業務勘定では予算執行計画、貸付業務勘定は資金繰予定表を作成している。 また、貸付業務勘定では、毎月、内部での資金繰会議を開催して適切な管理・運用を行っている。 余裕金の運用に当たっては通則法第47条に規定されている金融機関への預け入れるとともに、貸付業務勘定においては貸付金原資として運用している。	A	A		

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考	
			A	B	C	D			指標	項目		
		流動資産の管理・運用について、適切に資金は管理されているか。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				管理面では契約担当役と出納命令役、出納役の兼職することを禁止することにより内部統制を図るとともに、金融印と通帳を分離管理、金庫内の現金は規定に準じて必要最小限の額としている。	A	A			
<b>4. 短期借入金の限度額</b>												
【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	【一般業務勘定】 運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。	短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				該当なし [業務実績報告書105頁参照]	A	※	※	【意見】該当なしなので評価できない。	
		短期借入金の金額は適正か。	同上				該当なし [業務実績報告書105頁参照]	A	※		【意見】該当なしなので評価できない。	
	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	【貸付業務勘定】 貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を14億円とする。	短期借入金の借入を行うこととした理由、その用途は適正か。	同上				実際の資金繰り状況に合わせて効率的に資金調達するために長期借入金(無担保扱い)をするまでの「つなぎ資金」として借り入れた。 [業務実績報告書105頁参照]	A	A	A	
			短期借入金の金額は適正か。	同上				資金計画では14億円の借り入れを予定していたが、実績では、資金繰り上最低限必要であった4.5億円を借り入れた。 [業務実績報告書105頁参照]	A	A		
<b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b>												
低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。	担保の差入れ先の選定は妥当か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				〔差入れ先〕 基金資産10億円については、北洋銀行4億円、北海道信濃連2.5億円、信金中央金庫1.5億円、三菱東京UFJ銀行1億円、大地みらい信用金庫1億円と、それぞれ担保に供しており、低利な資金調達を可能としている。 何れの金融機関も融資取引があり、借入金との相殺が可能であることから適当であると考えている。 [業務実績報告書105頁参照]	A	A	A		
		担保の提供方法は妥当か。	同上				担保差入額を超える借入をしていることから根担保(根質)としている。 [業務実績報告書105頁参照]	A	A			
		低利な資金調達が可能となっているか。	同上				担保差入相当額の範囲の長期借入金(有担保扱い)については、預け入れ利率プラス0.5%という低利率が適用されている。	A	A			

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価指標	評価基準				実績	自己評価	分科会評価		備考
			A	B	C	D			指標	項目	
<b>6. 剰余金の使途</b>											
剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。	剰余金の使途は適正か。	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			該当なし [業務実績報告書105頁参照]	A	※	※	【意見】該当なしなので評価できない。	
<b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>											
<b>(1) 施設及び設備に関する計画</b>											
下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 表(略)	該当なし					該当なし [業務実績報告書105頁参照]	A	※	※	【意見】該当なしなので評価できない。	
<b>(2) 人事に関する計画</b>											
① 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首より1名削減するものとする。 (参考1) 1) 期首の常勤職員数 18人 2) 期末の常勤職員数 17人 (参考2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【法人単位】990百万円(非常勤役員報酬を除く)	職員の適性を的確に把握し、適材適所の人員配置に努める。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。	職員の適性に応じた人員配置	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型(フラット)の組織を目指し、組織の見直し、両勤定間の連携強化及び効果的、効率的事業の推進のための検討を行った結果、平成17年4月に組織規程の改正を行い課制(事務局総務課を除く)を廃止し、スタッフ制を採用しており、職員の適性を見極めながら、人員配置を行うよう努めた。 なお、新規職員の採用において、募集要項中に「ロシア語の素養を有する方を歓迎します。」の文言を記載して応募を行った。 [業務実績報告書105頁参照]	A	A	A		
		職員の各種研修会への派遣	法人から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから、各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力の向上を図った。その結果、研修で学んだことを活かすことによって、事務を円滑に遂行することにつながり、業務効率を高めることができた。 [業務実績報告書106～109頁参照]	A	A			